

1 動物の保護管理に関する事業

(1) 県内収容頭数及び措置状況（和歌山市除く）

①収容状況

単位：頭・匹

		狂犬病	動愛法			計	前年度からの継続飼養
		抑留	所有者引取	拾得者引取	負傷収容		
犬	成	125	56	65	7	253	33
	幼		6	20	17	43	7
	計	125	62	85	24	296	40
猫	成		32	434	46	512	17
	幼		20	1037	51	1108	4
	計		52	1471	97	1620	21
その他	成				0	0	0
	幼				0	0	0
	計				0	0	0

*狂犬病抑留：狂犬病予防法に基づく犬の抑留

*動愛法：動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の収容（所有者からの引取、拾得者からの引取（警察からの依頼含む）、負傷動物の収容）

*「幼」：収容時に生後90日齢以下のもの（推定含む。以下同じ）

②措置状況

単位：頭・匹

		返還		引取取り下げ	譲渡	自然死	殺処分	計	次年度へ継続飼育
		狂犬病	動愛法						
犬	成	43	23	6	25	25	133	255	31
	幼		0	0	37	1	1	39	11
	計	43	23	6	62	26	134	294	42
猫	成		5	5	11	132	354	507	22
	幼		2	0	69	481	552	1104	8
	計		7	5	80	613	906	1611	30
その他	成		0	0	0	0	0	0	0
	幼		0	0	0	0	0	0	0
	計		0	0	0	0	0	0	0

*返還：「狂犬病予防法」に基づき抑留した犬、「動物の愛護に及び管理に関する法律」に基づき拾得・負傷収容した犬猫を飼い主に返還するもの

*引取取り下げ：動愛法に基づき実施した所有者から引き取りを取り下げしたもの